

## 国務院 『中華人民共和国外商投資法実施条例』を公布

リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

2019年12月31日、国務院は『中華人民共和国外商投資法実施条例』（国務院令第723号、以下『実施条例』という）を公布しました。『実施条例』は2020年1月1日より施行され、『中華人民共和国外商投資法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国外資企業法実施条例』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国外資企業法』は同時に廃止されます。

### 【ポイント】

- 既存の外商投資企業は2025年1月1日より前に、組織形態、組織機構の調整を完了する必要あり
- 外商投資関連の行政法規は全面整理中で、外商投資の実務手続に大きな変化をもたらす可能性あり

### 1. 政策の背景

2019年3月15日、全国人民代表大会で『中華人民共和国外商投資法』（以下は『外商投資法』という）が可決されました。『外商投資法』は、外商投資の新たな基礎的な法律となり、外商投資の参入、促進、保護、管理等について、全面的・包括的に規定しました。

『実施条例』は、『外商投資法』の付属規定とし、司法部より商務部、国家発展改革委員会等の部門と共に起案しました。2019年11月1日、司法部は『実施条例』の「意見募集稿」を公布し、社会の各方面からの意見に基づき「草案」を策定しました。「草案」は、2019年12月12日の国務院第74回常務会議を通過し、2019年12月31日に『実施条例』が正式に公布されました。

『外商投資法』と『実施細則』は共に2020年1月1日より施行され、それぞれ従来の「外資三法」及び関連の実施細則に取って代わるものとなりました（図表1を参照）。

【図表1】外商投資領域の基礎的法律及び行政法規

属性	過去	現在
法律	【外資三法】 『外資企業法』 『中外合弁経営企業法』 『中外合作経営企業法』	『外商投資法』
行政法規	【外資三法】の関連実施細則 『外資企業法実施条例』 『中外合弁経営企業法実施条例』 『中外合弁経営企業の合弁期限の暫定規定』 『中外合作経営企業法実施条例』	『外商投資法実施条例』

### 2. 本規定の主要内容

『実施条例』の構成は、『外商投資法』と同じく、「総則」、「投資促進」、「投資保護」、「投資管理」、「法律責任」、「附則」に分けられ、計6章49条で、主に次に示す内容について『外商投資法』の規定を具体化しました。

【図表2】『実施細則』が『外商投資法』について具体化した主な内容

キーワード	『外商投資法』の内容	『実施条例』の具体的な内容
<b>第一章 総則</b>		
その他の投資者	外商投資と分類する状況の中、 1. 外国投資者が、単独または <u>その他の投資者</u> と共同で中国域内において外商投資企業を設立する 2. 外国投資者が、単独または <u>その他の投資者</u> と共同で中国域内において新たなプロジェクトに投資する	その他の投資者： <u>中国の自然人</u> を含む。 (第三条)
<b>第二章 投資促進</b>		
国の企業発展支援策	外商投資企業には、法に従い国の企業発展 <u>支援策</u> を平等に適用する。	外商投資企業が平等に適用する支援策は以下を含む： <u>政府資金の手配、土地の供給、税金・費用の減免、許認可、標準制定、プロジェクト申請、人的資源政策等</u> （第六条）
意見募集方式	外商投資の関連法律、法規、規則を制定する際、 <u>適切な方式で</u> 外商投資企業から <u>意見と建議を募集</u> しなければならない。	意見募集方式は以下を含む： <u>書面での意見募集及び座談会・討論会・公聴会等</u> （第七条）
外商投資関連規定を法に従い遅滞なく公布	外商投資と関係がある規範性文書、裁判文書等は、 <u>法に従い遅滞なく公布</u> しなければならない。	法に従い遅滞なく公布とは具体的に： 1. <u>未公布の場合、行政管理の根拠としてはならない。</u> 2. 外商投資企業の生産経営活動と密接に関連する規範文書は、実態に応じて、 <u>公布から施行までの期間を合理的に決定</u> しなければならない。（第七条）
コンサルティングとサービスの媒体	国は外商投資サービス体制を構築・改善し、外国投資者と外商投資企業に対し、法律法規、政策措置、投資案件情報に関する <u>コンサルティングとサービス</u> を提供する。	コンサルティングとサービスの媒体は、以下を含む： 1. <u>政府ウェブサイト</u> 2. <u>国家統合オンライン政務サービスプラットフォーム</u> （第七条）
外商投資奨励産業目録および優遇	中国は国民経済と社会発展の需要に基づき、外国投資者の特定 <u>業種、分野、地区</u> における投資を <u>奨励・誘導</u> する。外国投資者と外商投資企業は法律、行政法規または国務院が定めた規定に基づき <u>優遇</u> を享受することができる。	1. 奨励・誘導の特定業種、分野、地区について： <u>『外商投資奨励産業目録』</u> を参照。 2. 優遇は以下を含む： <u>財政・税務・金融・土地等</u> 。（第十一条）

キーワード	『外商投資法』の内容	『実施条例』の具体的な内容
標準の制定	<p>国は<u>外商投資企業が法に従い標準制定業務に平等に参加</u>することを保障し、国が制定した強制性標準は外商投資企業に平等に適用する。</p>	<p>1. 法に従い標準制定業務に平等に参加とは：<u>国家標準、業界標準、地方標準及び団体標準</u>等                  2. 企業の標準制定方式について：<u>自主的</u>もしくは<u>その他企業と共同</u>で制定                  3. 参与方式とは：                  標準化行政主管部門及び関連行政主管部門に、<u>標準制定プロジェクトの立上げの提言を提出</u>することができる。標準化の立上げ、起案、技術審査及び標準化実施情報のフィードバック、評価等の過程において、<u>意見及び提言を提出</u>し、規定に従い標準化の<u>起案、技術の審査</u>の関連作業及び標準化における<u>外国語翻訳</u>を担うことができる。(第十三条)</p>
政府調達	<p>中国は外商投資企業が法に従い<u>公平な競争を通じて政府調達活動に参加</u>することを保障する。政府調達について、外商投資企業が中国域内で生産した製品、提供したサービスを平等に扱う。</p>	<p>1. 公平な競争とは：                  政府調達の担当者、調達代理機構は、<u>政府調達情報の公開、サプライヤー条件の決定及び資格審査、入札評価基準</u>等において、外商投資企業に対して、差別的な扱いをしてはならず、<u>所有形態、組織形態、持分構造、投資者所在国、商品もしくはサービスのブランド及びその他の不合理な条件</u>を以て、サプライヤーを限定してはならない。                  2. 以下の救済措置を含む：                  (1) 外商投資企業は、『<u>中華人民共和国調達法</u>』及び<u>その実施条例</u>の規定に従い、政府調達活動に関する担当者、調達代理機構に対して<u>照会・質疑</u>を提出し、政府調達監督管理部門に<u>苦情</u>を申立てることができる。                  (2) <u>政府調達監督管理部門及びその他の関連部門</u>は、政府調達活動の<u>監督・検査</u>を強化し、外商投資企業に対して差別的な扱い等の違法行為について、<u>法に従い是正・処分</u>しなければならない。(第十五～十七条)</p>
融資方式	<p>外商投資企業は株式、社債等の証券の公开发行または<u>その他の方式</u>を以て資金調達を行うことができる。</p>	<p>その他の方式とは：  <u>公開もしくは非公開のその他の金融手段、外債調達</u>等を含む。(第十八条)</p>
地方政府の外商誘致	<p><u>県級以上の地方人民政府</u>は法律、行政法規、地方法規に基づき、<u>法定権限内</u>において外商投資の促進・利便化政策措置を制定することができる。</p>	<p>県級以上の地方人民政府は、法律、行政法規、地方法規の規定に従い、法的権限内で、制定できる措置は：  <u>費用の減免、土地利用の保障、公共サービスの提供</u>等を含む。(第十九条)</p>

キーワード	『外商投資法』の内容	『実施条例』の具体的な内容
外商投資手引	関連主管部門は <u>外商投資手引</u> を作成・公布し、外国投資者と外商投資企業の為のサービスと利便性を提供しなければならない。	外商投資手引とは： <u>投資環境の紹介、外商投資業務指針、投資プロジェクト情報及び関連データ情報</u> 等の内容を含む。(第二十条)
<b>第三章 投資保護</b>		
特別状況下の収用補償	特別な状況において、中国は公共利益の為に、法律に基づき外国投資者の投資を収用・強制使用することができる。収用・強制使用は法定手続きに基づいて行い、且つ <u>公平・合理的な補償</u> を遅滞なく与えなければならない。	公平・合理的な補償とは： <u>収用する資産の市場価値</u> に従い遅滞のない補償を指す。 外国投資者が収用の決定を不服とする場合、法に従い <u>審査</u> を申請する、もしくは <u>行政訴訟</u> を起こすことができる。(第二十一条)
資金の自由入金・送金	外国投資者の中国域内における出資、利益、資本収益、資産処所得、知的財産権使用料、法に従って取得した補償・賠償・清算所得等は、法に従い <u>人民元または外貨により自由に入金・送金</u> を行うことができる。	自由に入金・送金とは： いかなる単位（企業）及び個人も違法に <u>通貨、金額及び入金・送金の頻度</u> 等に対し、制限をかけてはならないことを指す。(第二十二条)
技術移転	行政機関及びその従業員は、 <u>行政手段を利用して技術移転を強制してはならない</u> 。	行政手段とは： <u>行政許可、行政検査、行政処罰、行政執行及びその他の行政手段</u> 等を含む。(第二十四条)
商業秘密	行政機関及びその職員は職責を履行することにより知り得た外国投資者と外商投資企業の <u>商業秘密</u> について、法に従って <u>秘密保持</u> を守らなければならない、 <u>漏洩または他人に対し提供してはならない</u> 。	行政機関は商業秘密の保護について実行すべきことは以下を含む： 1. 職務遂行に <u>必要な範囲に限定</u> し、開示範囲を厳格に制限し、職務遂行と関係のない者は関連資料、情報に接触してはならない。 2. 行政機関は、 <u>内部管理体制</u> を構築・改善 3. 法に従い、 <u>その他の行政機関と情報を共有</u> する必要がある場合は、情報に含まれる企業秘密に対して <u>秘密保護処理</u> を行い、漏洩を防止しなければならない。(第二十五条)
合法的審査	各級人民政府及びその関連部門が制定した <u>外商投資に関わる規範性文書</u> は、 <u>法律法規の規定に適合</u> しなければならない。	1. 外商投資に関わる規範性文書は、法律法規の規定に適合させる方法とは以下を含む： <u>國務院の規定に従い合法性審査</u> を行わなければならない。 2. 以下の救済措置を含む： 法に従い行政行為に対して <u>行政審査を申請</u> 、もしくは <u>行政訴訟を起こす際に、規范文書に対する審査を申請</u> することができる。(第二十六条)

キーワード	『外商投資法』の内容	『実施条例』の具体的な内容
<p>地方政府の 政策承諾</p>	<p>各級地方人民政府及びその関連部門は外国投資者と外商投資企業に対し、法に基づき行った<u>政策承諾及び法に基づき締結した各種契約</u>を履行しなければならない。</p>	<p>1. 地方政府の政策承諾とは： 地方各級人民政府及びその関連部門が法定権限において、外国投資者、外商投資企業による当該エリアにおける投資に適用する<u>支援政策、優遇及び利便化</u>に関する<u>書面承諾</u>を指す。 2. 法に基づき行った政策承諾及び法に基づき締結した各種契約を履行しなければならないとは： <u>行政区画の調整、政府の変更、制度や機能調整及び関連責任者の交替</u>等を理由とし、<u>契約を違反・破棄</u>してはならない。(第二十七～第二十八条)</p>
<p>苦情メカニズム</p>	<p>国は外商投資企業の<u>苦情申立メカニズム</u>を構築し、外商投資企業またはその投資者が報告した問題を遅滞なく処理し、関連の政策措置を調整・改善する。</p>	<p>苦情申立メカニズムとは： 1. 中央レベル：<u>国務院関連部門と共に外商投資企業の苦情処理部門の合同会議メカニズム</u>を構築し、中央レベルの外商投資企業の苦情処理を協調・推進し、地方の外商投資企業の苦情処理に対して指導及び監督を行う。 2. 地方レベル：<u>県級以上の地方人民政府は、当該地域の外商投資企業もしくはその投資者の苦情を担当する部門もしくは機構を指定</u>しなければならない。(第二十九条)</p>
<p><b>第四章 投資管理</b></p>		
<p>行政許可</p>	<p>関連主管部門は、<u>内資と同一の条件および手順</u>に基づき、<u>外国投資者の許可申請</u>を審査・承認しなければならない。但し、法律、行政法規に別途規定のある場合を除く。</p>	<p>内資と同一の条件および手順とは： <u>許可条件、申請資料、審査プロセス、審査時限</u>等を含む。(第三十五条)</p>
<p>登録資本の 表示通貨</p>	<p>(関連内容なし)</p>	<p>外商投資企業の<u>登録資本金</u>は、<u>人民元</u>または<u>交換可能な通貨</u>で表示することができる。(第三十七条)</p>

キーワード	『外商投資法』の内容	『実施条例』の具体的な内容
第五章 法律責任 (省略)		
第六章 附則		
過渡期	「外資三法」に基づき設立された外商投資企業は、『外商投資法』施行後 <u>5年間は元の企業の組織形態等を留保することができる。</u>	過渡期の関連規定： <u>2025年1月1日以降</u> ※、市場監督管理部門は、 <u>法に従い組織形態、組織機構等を調整せず、変更登記を行わない</u> 既存の外商投資企業に対して、 <u>その他の登記事項の申請を受理せず、当該状況を公表する。</u> (第四十四条)  ※『実施条例』の意見募集稿に、2025年1月1日からの6ヵ月を変更登記のバッファ期間としていたが、正式版に当該内容が削除された。
既存契約の履行	(関連内容なし)	既存の外商投資企業の組織形態、組織機構等を法に従い調整した後は、 <u>元の合弁、合作各方が契約書に締結した持分もしくは権益譲渡の方法、収益分配の方法、余剰財産分配の方法等</u> を引き続き <u>契約通りに実施</u> することができる。(第四十六条)
外商投資企業の域内再投資	(関連内容なし)	外商投資企業が中国域内に投資する場合、 <u>外商投資法及び本条例の関連規定が適用</u> される。(第四十七条)
香港・マカオ・台湾及び華僑	(関連内容なし)	1. <u>香港特別行政区、マカオ特別行政区</u> の投資者が中国内地で投資する場合、 <u>外商投資法及び本条例に従い</u> 投資を行う。法律、行政規定もしくは国務院に <u>別途規定がある場合、その規定に従う</u> ものとする。 2. <u>台湾</u> 地区の投資者が中国大陸で投資する場合、『 <u>中華人民共和國台湾同胞投資保護法</u> 』及びその <u>実施細則の規定</u> を適用する。台湾同胞投資保護法及びその実施細則が規定していない事項について、 <u>外商投資法及び本条例</u> に従い投資を行う。 3. <u>域外に定住する中国国民</u> が中国域内に投資する場合、 <u>外商投資法及び本条例に従い</u> 投資を行う。法律、行政法規もしくは国務院に <u>別途規定がある場合、その規定に従う</u> ものとする。(第四十八条)

### 3. 企業への影響

『実施条例』は、行政法規のレベルにおいて『外商投資法』を具体化しました。そのうち、外商投資に係る資本の自由送金・入金（配当を含む）や、外商投資企業の設立手続の簡素化（外商投資設立等の批准・届出の撤廃）等の内容が注目されます。『実施条例』において、既存外商投資企業の組織形態等の調整に関する過渡期関連手続が明確化されました。5年間の過渡期後、企業の正常存続及び継続経営を保証するために、外商投資企業は早急に関連調整手続の検討を始めることを推奨します。

また、従来の「外資三法」は施行から長い年月を経ており、この交代期において大量の関連規定が公布もしくは改定されると想定され、一部実務上で明確にされていない新たな問題が発生する可能性があります。例えば、外商投資企業による中国域内における投資（外商再投資）について、各行政部門の規定が統一化されていないこと等が挙げられます。

引続き、関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中华人民共和国国务院 令 第 723 号</p> <p>《中华人民共和国外商投资法实施条例》已经 2019 年 12 月 12 日国务院第 74 次常务会议通过，现予公布，自 2020 年 1 月 1 日起施行。</p> <p>总 理 李克强 2019 年 12 月 26 日</p> <p>中华人民共和国外商投资法实施条例</p> <p>第一章 总 则</p> <p>第一条 根据《中华人民共和国外商投资法》（以下简称外商投资法），制定本条例。</p> <p>第二条 国家鼓励和促进外商投资，保护外商投资合法权益，规范外商投资管理，持续优化外商投资环境，推进更高水平对外开放。</p> <p>第三条 外商投资法第二条第二款第一项、第三项所称其他投资者，包括中国的自然人在内。</p> <p>第四条 外商投资准入负面清单（以下简称负面清单）由国务院投资主管部门会同国务院商务主管部门等有关部门提出，报国务院发布或者报国务院批准后由国务院投资主管部门、商务主管部门发布。</p> <p>国家根据进一步扩大对外开放和经济社会发展需要，适时调整负面清单。调整负面清单的程序，适用前款规定。</p> <p>第五条 国务院商务主管部门、投资主管部门以及其他有关部门按照职责分工，密切配合、相互协作，共同做好外商投资促进、保护和管理工作。</p> <p>县级以上地方人民政府应当加强对外商投资促进、保护和管理工作的组织领导，支持、督促有关部门依照法律法规和职责分工开展外商</p>	<p>中華人民共和國國務院 令 第 723 号</p> <p>『中華人民共和國外商投資法實施條例』は既に 2019 年 12 月 12 日の國務院第 74 回常務會議を通過し、ここに公布し、2020 年 1 月 1 日より施行する。</p> <p>総理 李克強 2019 年 12 月 26 日</p> <p>中華人民共和國外商投資法實施條例</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 『中華人民共和國外商投資法』（以下、「外商投資法」という）に基づき、本条例を制定する。</p> <p>第二条 国は、外商投資を奨励・促進し、外商投資の合法的權益を保護し、外商投資管理を規範化し、持続的に外商投資環境を改善し、さらに高水準の対外開放を推進する。</p> <p>第三条 外商投資法第二条第二項第一号、第三号でいうその他投資者は、中国の自然人を含む。</p> <p>第四条 外商投資参入ネガティブリスト（以下、「ネガティブリスト」という）は、國務院投資主管部門が國務院商務主管部門等関連部門と共に提出し、國務院への報告を経て公布もしくは國務院の承認を経て國務院投資主管部門、商務主管部門より公布する。</p> <p>国は、対外開放のさらなる拡大及び社会發展の必要性に応じて、ネガティブリストを適時調整する。ネガティブリストの調整プロセスは、上記の規定を適用する。</p> <p>第五条 國務院商務主管部門、投資主管部門及びその他の関連部門は、業務分担に従い、緊密に連携、相互協力し、共に外商投資の促進・保護及び管理を適切に実施する。</p> <p>県級以上の地方人民政府は、外商投資促進、保護及び管理業務の統合・指導を強化し、法律規定及び業務分担に従い関連部門が実施する外商投資の促</p>



投资促进、保护和管理工作的，及时协调、解决外商投资促进、保护和管理工作中的重大问题。

## 第二章 投资促进

第六条 政府及其有关部门在政府资金安排、土地供应、税费减免、资质许可、标准制定、项目申报、人力资源政策等方面，应当依法平等对待外商投资企业和内资企业。

政府及其有关部门制定的支持企业发展的政策应当依法公开；对政策实施中需要由企业申请办理的事项，政府及其有关部门应当公开申请办理的条件、流程、时限等，并在审核中依法平等对待外商投资企业和内资企业。

第七条 制定与外商投资有关的行政法规、规章、规范性文件，或者政府及其有关部门起草与外商投资有关的法律、地方性法规，应当根据实际情况，采取书面征求意见以及召开座谈会、论证会、听证会等多种形式，听取外商投资企业和有关商会、协会等方面的意见和建议；对反映集中或者涉及外商投资企业重大权利义务问题的意见和建议，应当通过适当方式反馈采纳的情况。

与外商投资有关的规范性文件应当依法及时公布，未经公布的不得作为行政管理依据。与外商投资企业生产经营活动密切相关的规范性文件，应当结合实际，合理确定公布到施行之间的时间。

第八条 各级人民政府应当按照政府主导、多方参与的原则，建立健全外商投资服务体系，不断提升外商投资服务能力和水平。

第九条 政府及其有关部门应当通过政府网站、全国一体化在线政务服务平台集中列明有关外商投资的法律、法规、规章、规范性文件、政策措施和投资项目信息，并通过多种途径和方式加强宣传、解读，为外国投资者和外商投资企

進・保護・管理業務を支援し・励行させ、外商投資の促進・保護・管理業務における重大な問題を、遅滞なく調整・解決しなければならない。

## 第二章 投資促進

第六条 政府及び関連部門は、政府資金の手配、土地の供給、税金・費用の減免、許認可、標準制定、プロジェクト申請、人的資源政策等の面において、法に従い外商投資企業及び内資企業を平等に取扱わなければならない。

政府及び関連部門が策定した企業発展支援政策は、法に基づき公開しなければならない。政策の実施において企業が申請しなければならない事項について、政府及び関連部門は申請条件、プロセス、時限等を公表し、審査において法に従い外商投資企業及び内資企業を平等に取扱わなければならない。

第七条 外商投資企業関連の行政法規・規則・規範文書の策定、もしくは政府及び関連部門が外商投資関連の法律、地方法規を起案する場合、実態に応じて書面での意見募集及び座談会・討論会・公聴会等の多様な方法で、外商投資企業及び関連商工会、協会等の意見・提言を聴取しなければならない。外商投資企業の重大な権利・義務が集中する問題や関連する問題に係る意見・提言に対し、適切な方法でフィードバックしなければならない。

外商投資関連の規範文書は、法に従い遅滞なく公布しなければならない。未公布の場合、行政管理の根拠としてはならない。外商投資企業の生産経営活動と密接に関連する規範文書は、実態に応じて、公布から施行までの期間を合理的に決定しなければならない。

第八条 各級人民政府は、政府主導、多角的参加の原則に従い、外商投資サービスシステムを構築・改善し、外商投資サービスの能力及び水準を継続的に高めなければならない。

第九条 政府及び関連部門は、政府ウェブサイト、国家統合オンライン政務サービスプラットフォームを通じて、外商投資関連の法律、法規、規定、規範文書、政策措置、及び投資プロジェクトの情報を一覧化し、宣伝や読解のための様々な手段やツールを強

業提供咨询、指导等服务。

第十条 外商投资法第十三条所称特殊经济区域，是指经国家批准设立、实行更大力度的对外开放政策措施的特定区域。

国家在部分地区实行的外商投资试验性政策措施，经实践证明可行的，根据实际情况在其他地区或者全国范围内推广。

第十一条 国家根据国民经济和社会发展的需要，制定鼓励外商投资产业目录，列明鼓励和引导外国投资者投资的特定行业、领域、地区。鼓励外商投资产业目录由国务院投资主管部门会同国务院商务主管部门等有关部门拟订，报国务院批准后由国务院投资主管部门、商务主管部门发布。

第十二条 外国投资者、外商投资企业可以依照法律、行政法规或者国务院的规定，享受财政、税收、金融、用地等方面的优惠待遇。

外国投资者以其在中国境内的投资收益在中国境内扩大投资的，依法享受相应的优惠待遇。

第十三条 外商投资企业依法和内资企业平等参与国家标准、行业标准、地方标准和团体标准的制定、修订工作。外商投资企业可以根据需要自行制定或者与其他企业联合制定企业标准。

外商投资企业可以向标准化行政主管部门和有关行政主管部门提出标准的立项建议，在标准立项、起草、技术审查以及标准实施信息反馈、评估等过程中提出意见和建议，并按照规定承担标准起草、技术审查的相关工作以及标准的外文翻译工作。

标准化行政主管部门和有关行政主管部门应当建立健全相关工作机制，提高标准制定、修订的透明度，推进标准制定、修订全过程信息公开。

第十四条 国家制定的强制性标准对外商

化し、外国投資者及び外商投資企業のためにコンサルティング、指導等のサービスを提供しなければならない。

第十条 外商投資法の第十三条でいう特別経済区域とは、国の承認を経て設立され、より高いレベルで対外開放政策措置を実行する特定の区域を指す。

国が一部の地区において外商投資の試行政策措置を実行し、実行性が証明された場合、実態に応じてその他地区もしくは全国に展開する。

第十一条 国は、国民経済及び社会発展の必要性に応じて、外商投資奨励産業目録を制定し、外国投資者の投資を奨励・誘導する特定の業界・分野・地区を一覧化する。外商投資奨励産業目録は、國務院投資主管部門より國務院商務主管部門等の関連部門と共に起案し、國務院の承認を経た後、國務院投資主管部門、商務主管部門より公布する。

第十二条 外国投資者、外商投資企業は、法律、行政法規もしくは國務院の規定に従い、財政・税務・金融・土地等の優遇措置を享受することができる。

外国投資者は、中国域内の投資収益を以て、中国域内への投資を拡大する場合、法に従い優遇措置を享受する。

第十三条 外商投資企業は、法に従い、国家標準、業界標準、地方標準及び団体標準の制定、改訂において、内資企業と平等に参画する。外商投資企業は、必要に応じて自主的にもしくはその他企業と共同で企業標準を制定することができる。

外商投資企業は、標準化行政主管部門及び関連行政主管部門に、標準制定プロジェクトの立上げの提言を提出することができる。標準化の立上げ、起案、技術審査及び標準化実施情報のフィードバック、評価等の過程において、意見及び提言を提出し、規定に従い標準化の起案、技術の審査の関連作業及び標準化における外国語翻訳を担うことができる。

標準化行政主管部門及び関連行政主管部門は、関連業務メカニズムを構築・改善、標準制定、改訂の透明度を高め、標準制定・改訂プロセス全体の公開を推進しなければならない。

第十四条 国が制定する強制規格は、外商投資企

投资企业和内资企业平等适用，不得专门针对外商投资企业适用高于强制性标准的技术要求。

第十五条 政府及其有关部门不得阻挠和限制外商投资企业自由进入本地区和本行业的政府采购市场。

政府采购的采购人、采购代理机构不得在政府采购信息发布、供应商条件确定和资格审查、评标标准等方面，对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇，不得以所有制形式、组织形式、股权结构、投资者国别、产品或者服务品牌以及其他不合理的条件对供应商予以限定，不得对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务和内资企业区别对待。

第十六条 外商投资企业可以依照《中华人民共和国政府采购法》（以下简称政府采购法）及其实施条例的规定，就政府采购活动事项向采购人、采购代理机构提出询问、质疑，向政府采购监督管理部门投诉。采购人、采购代理机构、政府采购监督管理部门应当在规定的时限内作出答复或者处理决定。

第十七条 政府采购监督管理部门和其他有关部门应当加强对政府采购活动的监督检查，依法纠正和查处对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇等违法违规行为。

第十八条 外商投资企业可以依法在中国境内或者境外通过公开发行股票、公司债券等证券，以及公开或者非公开发行其他融资工具、借用外债等方式进行融资。

第十九条 县级以上地方人民政府可以根据法律、行政法规、地方性法规的规定，在法定权限内制定费用减免、用地指标保障、公共服务提供等方面的外商投资促进和便利化政策措施。

县级以上地方人民政府制定外商投资促进和便利化政策措施，应当以推动高质量发展为导

業及び内資企業に平等に適用され、特に外商投資企業に対して強制規格を超える技術要求を行ってはならない。

第十五条 政府及び関連部門は、外商投資企業の地域及び産業の政府調達市場への自由なアクセスを妨害・制限してはならない。

政府調達の担当者、調達代理機構は、政府調達情報の公開、サプライヤー条件の決定及び資格審査、入札評価基準等において、外商投資企業に対して、差別的な扱いをしてはならず、所有形態、組織形態、持分構造、投資者所在国、商品もしくはサービスのブランド及びその他の不合理な条件を以て、サプライヤーを限定してはならず、外商投資企業が中国域内で生産する製品、サービスに対して内資企業と差別的に取扱ってはならない。

第十六条 外商投資企業は、『中華人民共和國調達法』（以下、「政府調達法」という）及びその实施条例の規定に従い、政府調達活動に関する担当者、調達代理機構に対して照会・質疑を提出し、政府調達監督管理部門に苦情を申立てることができる。調達担当者、調達代理機構、政府調達監督管理部門は、所定の期限内に回答もしくは処分決定を下さなければならない。

第十七条 政府調達監督管理部門及びその他の関連部門は、政府調達活動の監督・検査を強化し、外商投資企業に対して差別的な扱い等の違法行為について、法に従い是正・処分しなければならない。

第十八条 外商投資企業は、中国域内もしくは域外で、株式、社債等証券の公募、及び公開もしくは非公開のその他の金融手段、外債調達等の方式を通じて合法的に資金調達を行うことができる。

第十九条 県級以上の地方人民政府は、法律、行政法規、地方法規の規定に従い、法的権限内で、費用の減免、土地利用の保障、公共サービスの提供等に関する外商投資促進及び便利化政策を策定することができる。

県級以上の地方人民政府は、外商投資促進及び便利化政策を策定する場合、質の高い発展を目指し、

向,有利于提高经济效益、社会效益、生态效益,有利于持续优化外商投资环境。

第二十条 有关主管部门应当编制和公布外商投资指引,为外国投资者和外商投资企业提供服务 and 便利。外商投资指引应当包括投资环境介绍、外商投资办事指南、投资项目信息以及相关数据信息等内容,并及时更新。

### 第三章 投资保护

第二十一条 国家对外国投资者的投资不实行征收。

在特殊情况下,国家为了公共利益的需要依照法律规定对外国投资者的投资实行征收的,应当依照法定程序、以非歧视性的方式进行,并按照被征收投资的市场价值及时给予补偿。

外国投资者对征收决定不服的,可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

第二十二条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、取得的知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等,可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出,任何单位和个人不得违法对币种、数额以及汇入、汇出的频次等进行限制。

外商投资企业的外籍职工和香港、澳门、台湾职工的工资收入和其他合法收入,可以依法自由汇出。

第二十三条 国家加大对知识产权侵权行为的惩处力度,持续强化知识产权执法,推动建立知识产权快速协同保护机制,健全知识产权纠纷多元化解机制,平等保护外国投资者和外商投资企业的知识产权。

标准制定中涉及外国投资者和外商投资企业专利的,应当按照标准涉及专利的有关管理规定办理。

経済的、社会的、生態学的利益を向上させ、外商投資環境の持続的改善に寄与しなければならない。

第二十条 関連主管部門は、外商投資手引を編成・公布し、外国投資者及び外商投資企業のためにサービス及び便宜を提供しなければならない。外商投資手引は、投資環境の紹介、外商投資業務指針、投資プロジェクト情報及び関連データ情報等の内容を盛り込み、随時更新しなければならない。

### 第三章 投資保護

第二十一条 国は、外国投資者に対して収用を行わない。

例外的な状況において、国が公共利益のために、法律に従い外国投資者の投資に対し収用を行う場合、法定手続に従い、非差別的な方法で行い、収用する資産の市場価値に従い遅滞なく補償しなければならない。

外国投資者が収用の決定を不服とする場合、法に従い行政審査を申請する、もしくは行政訴訟を起こすことができる。

第二十二条 外国投資者は、中国域内の資本、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の許可使用料収入、法に従い取得した補償もしくは賠償、清算所得等を、法に従い人民元もしくは外貨で自由に入金・送金することができ、いかなる単位(企業)及び個人も違法に通貨、金額及び入金・送金の頻度等に対し制限をかけてはならない。

外商投資企業の外国籍職員及び香港、マカオ、台湾職員の給料収入及びその他の合法的収入は、法に従い自由に送金することができる。

第二十三条 国は、知的財産権侵害行為に対する処罰を強化し、知的財産権の法執行を持続的に強化し、知的財産権の迅速かつ協調的な保護メカニズムの構築を推進し、知的財産権紛争の多元的解決メカニズムを改善し、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を平等に保護する。

標準策定において、外国投資者及び外商投資企業の特許に関する場合、当該標準に係る特許の関連管理规定に従い取扱わなければならない。

第二十四条 行政机关（包括法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织，下同）及其工作人员不得利用实施行政许可、行政检查、行政处罚、行政强制以及其他行政手段，强制或者变相强制外国投资者、外商投资企业转让技术。

第二十五条 行政机关依法履行职责，确需外国投资者、外商投资企业提供涉及商业秘密的材料、信息的，应当限定在履行职责所必需的范围内，并严格控制知悉范围，与履行职责无关的人员不得接触有关材料、信息。

行政机关应当建立健全内部管理制度，采取有效措施保护履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业秘密；依法需要与其他行政机关共享信息的，应当对信息中含有的商业秘密进行保密处理，防止泄露。

第二十六条 政府及其有关部门制定涉及外商投资的规范性文件，应当按照国务院的规定进行合法性审核。

外国投资者、外商投资企业认为行政行为所依据的国务院部门和地方人民政府及其部门制定的规范性文件不合法，在依法对行政行为申请行政复议或者提起行政诉讼时，可以一并请求对该规范性文件进行审查。

第二十七条 外商投资法第二十五条所称政策承诺，是指地方各级人民政府及其有关部门在法定权限内，就外国投资者、外商投资企业在本地区投资所适用的支持政策、享受的优惠待遇和便利条件等作出的书面承诺。政策承诺的内容应当符合法律、法规规定。

第二十八条 地方各级人民政府及其有关部门应当履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同，不得以行政区划调整、政府换届、机构或者职能调整以及相关责任人更替等为由违约毁约。因国家利益、社会公共利益需要改变政策承诺、合同约定

第二十四条 行政機関（法律、規制により認可された公務を管理する機能有する組織を含む、以下同じ）及びその従業員は行政許可、行政検査、行政処罰、行政執行及びその他の行政手段を利用して、外国投資者、外商投資企業に技術移転を強制もしくは偽装したうえで強制してはならない。

第二十五条 行政機関は、法に従って職務を遂行し、外国投資者、外商投資企業による商業秘密に係る資料や情報の提供が必要な場合には、職務遂行に必要な範囲に限定し、開示範囲を厳格に制限し、職務遂行と関係のない者は関連資料、情報に接触してはならない。

行政機関は、内部管理体制を構築・改善し、職務遂行に了承した外国投資者、外商投資企業の商業秘密を保護するための有効な措置を施さなければならない。また、法に従い、その他の行政機関と情報を共有する必要がある場合には、情報に含まれる商業秘密に対して秘密保護処理を行い、漏洩を防止しなければならない。

第二十六条 政府及び関連部門は、外商投資の規范文書を作成する場合、國務院の規定に従い合法性審査を行わなければならない。

外国投資者、外商投資企業は、行政行為に基づく國務院部門及び地方人民政府並びにその部門が制定した規范文書が違法であると判断する場合、法に従い行政行為に対して行政審査を申請、もしくは行政訴訟を起こす際に、規范文書に対する審査を申請することができる。

第二十七条 外商投資法第二十五条でいう政策承諾とは、地方各級人民政府及びその関連部門が法定の権限において、外国投資者、外商投資企業による当該エリアにおける投資に適用する支援政策、優遇及び利便化等に関する書面承諾を指す。政策承諾の内容は法律、規制に準拠しなければならない。

第二十八条 地方各級人民政府及びその関連部門は、外国投資者、外商投資企業に対して法に従い策定した政策承諾及び法に従い締結した各種契約書を履行しなければならない。行政区画の調整、政府の変更、制度や機能調整及び関連責任者の交替等を理由とし、契約を違反・破棄してはならない。国家の利

的，应当依照法定权限和程序进行，并依法对外国投资者、外商投资企业因此受到的损失及时予以公平、合理的补偿。

第二十九条 县级以上人民政府及其有关部门应当按照公开透明、高效便利的原则，建立健全外商投资企业投诉工作机制，及时处理外商投资企业或者其投资者反映的问题，协调完善相关政策措施。

国务院商务主管部门会同国务院有关部门建立外商投资企业投诉工作部际联席会议制度，协调、推动中央层面的外商投资企业投诉工作，对地方的外商投资企业投诉工作进行指导和监督。县级以上地方人民政府应当指定部门或者机构负责受理本地区外商投资企业或者其投资者的投诉。

国务院商务主管部门、县级以上地方人民政府指定的部门或者机构应当完善投诉工作规则、健全投诉方式、明确投诉处理时限。投诉工作规则、投诉方式、投诉处理时限应当对外公布。

第三十条 外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益，通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决的，有关方面进行协调时可以向被申请的行政机关及其工作人员了解情况，被申请的行政机关及其工作人员应当予以配合。协调结果应当以书面形式及时告知申请人。

外商投资企业或者其投资者依照前款规定申请协调解决有关问题的，不影响其依法申请行政复议、提起行政诉讼。

第三十一条 对外商投资企业或者其投资者通过外商投资企业投诉工作机制反映或者申请协调解决问题，任何单位和个人不得压制或者打击报复。

除外商投资企业投诉工作机制外，外商投资企业或者其投资者还可以通过其他合法途径向政府及其有关部门反映问题。

益、社会の公共利益のために政策承諾、契約書を変更する必要がある場合、法定権限及びプロセスに従い、外国投資者、外商投資企業の損失を遅滞なく公平かつ合理的に補償しなければならない。

第二十九条 県級以上の人民政府及びその関連部門は、開放性・透明性、効率性・利便性の原則に基づき、外商投資企業の苦情処理メカニズムを構築・改善し、外商投資企業もしくはその投資者が直面する問題を遅滞なく処理し、関連政策措置を調整・改善しなければならない。

國務院商務主管部門は、國務院関連部門と共に外商投資企業の苦情処理部門の合同会議メカニズムを構築し、中央レベルの外商投資企業の苦情処理を協調・推進し、地方の外商投資企業の苦情処理に対して指導及び監督を行う。県級以上の地方人民政府は、当該地域の外商投資企業もしくはその投資者の苦情を担当する部門もしくは機構を指定しなければならない。

國務院商務主管部門、県級以上の地方人民政府が指定する部門もしくは機構は、苦情処理業務規則、苦情方法を改善し、苦情処理の時限を明確にしなければならない。苦情処理業務規則、苦情処理方法、苦情処理の時限を対外公表しなければならない。

第三十条 外商投資企業もしくはその投資者は、行政機関及びその職員の行政行為より正当な権益が侵害されたと認識し、外商投資企業苦情処理メカニズムを通じて調整・解決を申請する場合、苦情対象の行政機関及びその従職員に対して事情聴取することができ、苦情対象行政機関及びその職員は協力しなければならない。調整結果は、書面の形式より遅滞なく申請人に通知しなければならない。

外商投資企業もしくはその投資者が上記の規定に従い関連問題の調整・解決を申請する場合、法に従い行政審議の申請、行政訴訟を起こすものとする。

第三十一条 外商投資企業もしくはその投資者は、外商投資企業苦情処理メカニズムを通じて、問題の協調解決を申請する場合、いかなる単位及び個人も抑圧し、もしくは報復してはならない。

外商投資企業苦情処理メカニズムを除き、外商投資企業もしくはその投資者は、その他の合法的チャネルを通じて、政府及びその関連部門に問題を報告

第三十二条 外商投资企业可以依法成立商会、协会。除法律、法规另有规定外，外商投资企业有权自主决定参加或者退出商会、协会，任何单位和个人不得干预。

商会、协会应当依照法律法规和章程的规定，加强行业自律，及时反映行业诉求，为会员提供信息咨询、宣传培训、市场拓展、经贸交流、权益保护、纠纷处理等方面的服务。

国家支持商会、协会依照法律法规和章程的规定开展相关活动。

#### 第四章 投资管理

第三十三条 负面清单规定禁止投资的领域，外国投资者不得投资。负面清单规定限制投资的领域，外国投资者进行投资应当符合负面清单规定的股权要求、高级管理人员要求等限制性准入特别管理措施。

第三十四条 有关主管部门在依法履行职责过程中，对外国投资者拟投资负面清单内领域，但不符合负面清单规定的，不予办理许可、企业登记注册等相关事项；涉及固定资产投资项目核准的，不予办理相关核准事项。

有关主管部门应当对负面清单规定执行情况加强监督检查，发现外国投资者投资负面清单规定禁止投资的领域，或者外国投资者的投资活动违反负面清单规定的限制性准入特别管理措施的，依照外商投资法第三十六条的规定予以处理。

第三十五条 外国投资者在依法需要取得许可的行业、领域进行投资的，除法律、行政法规另有规定外，负责实施许可的有关主管部门应当按照与内资一致的条件和程序，审核外国投资者的许可申请，不得在许可条件、申请材料、审

照法律法规和章程的规定，加强行业自律，及时反映行业诉求，为会员提供信息咨询、宣传培训、市场拓展、经贸交流、权益保护、纠纷处理等方面的服务。

第三十二条 外商投资企业は、法に従い商工会や協会を設立することができる。法律、法規に別途規定がある場合を除き、外商投资企业は、商工会や協会への参加もしくは退出を自主決定する権利があり、いかなる単位及び個人も干渉してはならない。

商工会や協会は、法律規定及び定款の規定に従い、業界の自律を強化し、遅滞なく業界の要請を反映し、会員にアドバイス、広報・研修、市場開拓、経済貿易交流、権益保護、紛争処理等のサービスを提供しなければならない。

国は、商工会や協会が法律規定及び定款の規定に従い関連活動を行うことを支持する。

#### 第四章 投資管理

第三十三条 ネガティブリストが投資禁止と規定する領域に対し、外国投資者は投資してはならない。ネガティブリストが投資制限と規定する領域に対し、外国投資者はネガティブリストが規定する持分要求、高級管理職の要求等の参入制限に係る特別管理措置を満たす必要がある。

第三十四条 関連主管部门は、法に従い職務を遂行する過程において、ネガティブリスト内の領域に投資しようとするが、ネガティブリストの規定に適合しない外国投資者に対し、許可・企業登記登録等の関連事項の手続を行わないものとする。固定資産プロジェクトの承認に係る場合、関連承認の手続を行わない。

関連主管部门は、ネガティブリストに規定される執行状況に関する監督検査を強化し、外国投資者はネガティブリストが規定した投資禁止の領域に投資し、もしくは外国投資者の投資活動がネガティブリストで規定する投資制限の特別管理措置に違反することを発見した場合、外商投資法第三十六条の規定に従い処理する。

第三十五条 外国投資者が法に従い許認可の取得が必要な産業、領域に投資する場合、法律、行政法規に別途規定がある場合を除き、許認可を担当する関連主管部门は、内資企業と同様の条件及びプロセスに従い、外国投資者の許認可申請を審査し、条件、

核环节、审核时限等方面对外国投资者设置歧视性要求。

负责实施许可的有关主管部门应当通过多种方式，优化审批服务，提高审批效率。对符合相关条件和要求的许可事项，可以按照有关规定采取告知承诺的方式办理。

第三十六条 外商投资需要办理投资项目核准、备案的，按照国家有关规定执行。

第三十七条 外商投资企业的登记注册，由国务院市场监督管理部门或者其授权的地方人民政府市场监督管理部门依法办理。国务院市场监督管理部门应当公布其授权的市场监督管理部门名单。

外商投资企业的注册资本可以用人民币表示，也可以用可自由兑换货币表示。

第三十八条 外国投资者或者外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统向商务主管部门报送投资信息。国务院商务主管部门、市场监督管理部门应当做好相关业务系统的对接和工作衔接，并为外国投资者或者外商投资企业报送投资信息提供指导。

第三十九条 外商投资信息报告的内容、范围、频次和具体流程，由国务院商务主管部门会同国务院市场监督管理部门等有关部门按照确有必要、高效便利的原则确定并公布。商务主管部门、其他有关部门应当加强信息共享，通过部门信息共享能够获得的投资信息，不得再行要求外国投资者或者外商投资企业报送。

外国投资者或者外商投资企业报送的投资信息应当真实、准确、完整。

第四十条 国家建立外商投资安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的外商投资进行安全审查。

申請資料、審査プロセス、審査時限等の面において外国投資者に対して差別的な要求を設けてはならない。

許認可を担当する関連主管部門は、様々な方法により審査サービスを改善し、審査効率を高めなければならない。関連条件及び要求を満たす許認可事項は、関連規定に従い通知承諾の方式より処理することができる。

第三十六条 外商投資に投資プロジェクトの審査・届出を取扱う必要がある場合、国の関連規定に基づき執行する。

第三十七条 外商投資企業の登記は、国务院市場監督管理部門もしくは授權された地方人民政府の市場監督管理部門により法に従い行われる。国务院市場監督管理部門は、授權された市場監督管理部門のリストを公表しなければならない。

外商投資企業の登録資本金は、人民元または交換可能な通貨で表示することができる。

第三十八条 外国投資者もしくは外商投資企業は、企業登記システム及び企業情報信用公表システムを通じて、商務主管部門に投資情報を報告しなければならない。国务院商務主管部門、市場監督管理部門は、関連業務システムの接続及び連携を適切に行い、外国投資者もしくは外商投資企業による投資情報報告に関する指導を行わなければならない。

第三十九条 外商投資情報報告の内容、範囲、頻度及び具体的プロセスについて、国务院商務主管部門が国务院市場監督管理部門等の関連部門と共に、必要性、効率性、利便性の原則に従い決定し、公布する。商務主管部門、その他関連部門は、情報共有を強化し、部門間の情報共有を通じて得られる投資情報について、再び外国投資者もしくは外商投資企業に報告するよう要求してはならない。

外国投資者もしくは外商投資企業が報告する投資情報は、真実で、正確で、完全でなければならない。

第四十条 国は、外商投資安全審査制度を構築し、国家安全に影響し、もしくは影響する可能性のある外商投資に対して安全審査を行う。



第五章 法律责任	第五章 法律責任
<p>第四十一条 政府和有关部门及其工作人员有下列情形之一的，依法依规追究责任：</p> <p>（一）制定或者实施有关政策不依法平等对待外商投资企业和内资企业；</p> <p>（二）违法限制外商投资企业平等参与标准制定、修订工作，或者专门针对外商投资企业适用高于强制性标准的技术要求；</p> <p>（三）违法限制外国投资者汇入、汇出资金；</p> <p>（四）不履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同，超出法定权限作出政策承诺，或者政策承诺的内容不符合法律、法规规定。</p> <p>第四十二条 政府采购的采购人、采购代理机构以不合理的条件对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇的，依照政府采购法及其实施条例的规定追究其法律责任；影响或者可能影响中标、成交结果的，依照政府采购法及其实施条例的规定处理。</p> <p>政府采购监督管理部门对外商投资企业的投诉逾期未作处理的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。</p> <p>第四十三条 行政机关及其工作人员利用行政手段强制或者变相强制外国投资者、外商投资企业转让技术的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。</p>	<p>第四十一条 政府及び関連部門並びにその職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、法律に従い責任を追求される。</p> <p>（一）外商投資企業及び内資企業を法に従い平等に扱わない政策を策定・実施する場合</p> <p>（二）標準制定・改訂に関し、外商投資企業の平等な参画を制限、もしくは外商投資企業に対して強制規格より高い技術要求を適用する場合</p> <p>（三）外国投資者の入金、送金を違法に制限する場合</p> <p>（四）外国投資者、外商投資企業に対する法に従い策定した政策承諾及び法に基づき締結した各種契約書を履行しない、法的権限を超えて政策承諾を策定し、もしくは政策承諾の内容が法律法規の規定に準拠しない場合</p> <p>第四十二条 政府調達を担当者、調達代理機構が外商投資企業に対して不合理な条件で差別的な扱いをする場合、政府調達法及びその実施条例に従いその法律責任を追及する。落札、取引結果に影響し、もしくは影響する可能性のある場合、政府調達法及びその実施条例の規定に従い、処罰しなければならない。</p> <p>政府調達監督管理部門が外商投資企業の苦情に対して期限を超えて処理しない場合、直接の責任者及び直接責任を負うその他の者は法に従い処分されるものとする。</p> <p>第四十三条 行政機関及びその職員は、行政手段を用いて、外国投資者、外商投資企業による技術移転を強制し、もしくは偽装したうえで強制する場合、直接責任者及び直接責任を負うその他の者は法に従い処分されるものとする。</p>
第六章 附 则	第六章 附則
<p>第四十四条 外商投资法施行前依照《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》设立的外商投资企业（以下称现有外商投资企业），在外商投资法施行后5年内，可</p>	<p>第四十四条 外商投資法の施行前に、『中華人民共和國中外合資經營企業法』、『中華人民共和國外資企業法』、『中華人民共和國中外合作經營企業法』に基づき設立された外商投資企業（以下、「外商投資企業」という）は、外商投資法施行後の5年以内に、『中華</p>

以依照《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国合伙企业法》等法律的规定调整其组织形式、组织机构等，并依法办理变更登记，也可以继续保留原企业组织形式、组织机构等。

自2025年1月1日起，对未依法调整组织形式、组织机构等并办理变更登记的现有外商投资企业，市场监督管理部门不予办理其申请的其他登记事项，并将相关情形予以公示。

第四十五条 现有外商投资企业办理组织形式、组织机构等变更登记的具体事宜，由国务院市场监督管理部门规定并公布。国务院市场监督管理部门应当加强对变更登记工作的指导，负责办理变更登记的市场监督管理部门应当通过多种方式优化服务，为企业办理变更登记提供便利。

第四十六条 现有外商投资企业的组织形式、组织机构等依法调整后，原合营、合作各方在合同中约定的股权或者权益转让办法、收益分配办法、剩余财产分配办法等，可以继续按照约定办理。

第四十七条 外商投资企业在中国境内投资，适用外商投资法和本条例的有关规定。

第四十八条 香港特别行政区、澳门特别行政区投资者在内地投资，参照外商投资法和本条例执行；法律、行政法规或者国务院另有规定的，从其规定。

台湾地区投资者在大陆投资，适用《中华人民共和国台湾同胞投资保护法》（以下简称台湾同胞投资保护法）及其实施细则的规定；台湾同胞投资保护法及其实施细则未规定的事项，参照外商投资法和本条例执行。

定居在国外的中国公民在中国境内投资，参照外商投资法和本条例执行；法律、行政法规或者国务院另有规定的，从其规定。

《中华人民共和国公司法》、『中華人民共和國パートナー企業法』等の法律の規定に基づくその組織形態形式、組織機構等を調整し、法に従い変更登記を行うことができ、引き続き元の企業組織形態、組織機構等を維持することもできる。

2025年1月1日以降、市場監督管理部門は、法に従い組織形態、組織機構等を調整せず、変更登記を行わない既存の外商投資企業に対して、その他の登記事項の申請を受理せず、当該状況を公表するものとする。

第四十五条 既存の外商投資企業の組織形態、組織機構等の変更登記に関する具体的事項について、國務院市場監督管理部門が規定し公布する。國務院市場監督管理部門は、変更登記に対する指導を強化し、変更登記を取扱う市場監督管理部門は様々な方法でサービスを最適化し、企業の変更登記のために便宜を提供しなければならない。

第四十六条 既存の外商投資企業の組織形態、組織機構等を法に従い調整した後には、元の合弁、合作各方が契約書に締結した持分もしくは権益譲渡の方法、収益分配の方法、余剰財産分配の方法等を引き続き契約通りに実施することができる。

第四十七条 外商投資企業が中国域内に投資する場合、外商投資法及び本条例の関連規定が適用される。

第四十八条 香港特别行政区、マカオ特别行政区の投資者が中国内地で投資する場合、外商投資法及び本条例に従い投資を行う。法律、行政規定もしくは國務院に別途規定がある場合、その規定に従うものとする。

台湾地区の投資者が中国大陸で投資する場合、『中華人民共和國台湾同胞投資保護法』（以下、「台湾同胞投資保護法」という）及びその実施細則の規定を適用する。台湾同胞投資保護法及びその実施細則が規定していない事項について、外商投資法及び本条例に従い投資を行う。

域外に定住する中国国民が中国域内に投資する場合、外商投資法及び本条例に従い投資を行う。法律、行政法規もしくは國務院に別途規定がある場合、その規定に従うものとする。

第四十九条 本条例自2020年1月1日起施行。《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》、《中外合资经营企业合营期限暂行规定》、《中华人民共和国外资企业法实施细则》、《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》同时废止。

2020年1月1日前制定的有关外商投资的规定与外商投资法和本条例不一致的,以外商投资法和本条例的规定为准。

第四十九条 本条例は2020年1月1日より施行する。『中華人民共和國中外合弁經營企業法實施條例』、『中外合弁企業合弁期限の暫定規定』、『中華人民共和國外資企業法實施細則』、『中華人民共和國中外合作經營企業法實施細則』は同時に廃止する。

2020年1月1日以前に制定した外商投資に関連する規定で、外商投資法および本条例と矛盾する場合、外商投資法及び本条例の規定を適用するものとする。

【日本語参考訳：MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFGバンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFGバンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものにりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室

(商号) MUFGバンク（中国）有限公司

(住所) 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22楼

(登録番号) 中国銀行業監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001